

# 社会福祉法人柿ノ木会 旅費規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柿ノ木会(以下「本会」という。)の役員、評議員及び職員(以下「職員等」という。)が、業務のため出張を命じられた場合の旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (旅費の支給)

第2条 職員等が法人の業務のため旅行(以下「出張」という。)した場合には、旅費を支給する。

## (出張命令)

第3条 職員等の出張は、理事長若しくは各施設管理者(以下「出張命令権者」という。)の発する出張命令によって行わなければならない。

2 理事長及び出張命令権者は、既に発した出張命令を変更又は取消す必要があると認める場合には、自ら又は出張者の申請に基づきこれを変更することができる。

## (旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料又は食卓料とする。

## (旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

## (出張日数)

第6条 出張日数は、業務上必要とする日数とする。ただし、天災その他やむを得ない事情により要した日数は加えることができる。

## (鉄道賃)

第7条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下本条中「運賃」という。)、急行料金、寝台料金、特別車両料金並びに座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額とする。

- (1) 乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する線路による出張の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金。ただし、普通急行列車を運行する線路による出張で、片道50キロメートル以上の場合、あるいは特別急行列車を運行する線路による出張で、片道100キロメートル以上の場合に限る。
- (3) 業務上の必要により寝台車を利用する場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか寝台料金
- (4) 職員等が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による出張をする場合には、前3号に規定する運賃、料金のほか、特別車両料金
- (5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による出張をする場合は、前各号に規定する運賃、料金のほか、座席指定料金。ただし、普通急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上の場合に限る。

#### (船賃)

第8条 船賃額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下本条中「運賃」という。）特別船室料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額とする。

- (1) 乗船に要する運賃。ただし、運賃の等級が2階級以上に区分されている船舶による出張の運賃については、別に定める。
- (2) 業務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃のほか、寝台料金
- (3) 職員等が運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴する航路による出張をする場合には、運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (4) 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による出張をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金

#### (航空賃)

第9条 航空賃の額は、普通旅客運賃の範囲内の実費額による。ただし、航空機の利用は、業務上必要と認められる場合に限る。

#### (車賃)

第10条 車賃は、陸路旅行（バス、路面電車）に要する費用として、乗車に要する実費又は1kmにつき30円の定額により支給する。ただし、1km未満は支給しないものとす

る。

(日当)

第11条 日当は、出張中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

2 日当の額は、別表による。

3 前項の規定にかかわらず、研修に伴う宿泊出張の場合において業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合の日当の額は、定額の2分の1に相当する額とする。

(宿泊料)

第12条 宿泊料は、宿泊費を要する夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

2 宿泊料の額は、別表による。

3 各種業務研修会、講習会等の参加旅費のうち、あらかじめ宿泊料等の額が指定された場合は、その額を支給する。

(食卓料)

第13条 食卓料は、宿泊料を要しないが食費を要する夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

2 食卓料の額は、別表による。

(公用車の利用)

第14条 近隣の出張についてはできる限り公用車を利用し、公用車出張については、交通費(鉄道賃、車賃)を支給しない。なお、近隣とは県内、県外を問わず公用車を利用できる範囲とし、出張については日帰り、宿泊を問わない。

(旅費の調整)

第15条 出張における特別の事情により又は出張の性質上この規程による旅費を支給した場合には、不当に出張の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 この規程による旅費により出張をすることが当該出張における特別の事情により又は当該出張の性質上困難である場合には、理事長が別に定める旅費を支給することができる。

3 旅費の請求権は、5年間これを行わない時は、時効により消滅する。

(外国出張旅費)

第16条 外国へ出張する場合における旅費については、別に予算の定めるところによる。

(細則)

第17条 この規程を施行するための必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年11月29日から施行し、同日以降出発する出張から適用する。

この改正は、令和2年7月1日から施行する。

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

別 表 (第11条第2項関係)

区 分	日 当		
	市 内	市 外	
		4時間未満	4時間以上
役員及び評議員	支給なし	2,000円	3,000円
施設管理者・主任	支給なし	2,000円	3,000円
上 記 以 外	支給なし	1,000円	2,000円

別 表 (第12条第2項及び13条第2項関係)

区 分	宿 泊 料	食卓料(一夜につき)
役員及び評議員	15,000円	2,500円
施設管理者・主任	13,500円	2,200円
上 記 以 外	12,500円	2,000円

※ 上記金額を上限とするが、上記金額以上となる場合は、事前に管理者と協議し、了承を受けること。